

第二期子ども・子育て支援事業計画 掲載取組一覧

基本目標	施策	NO	重点	法定	事業名	担当課	取組内容	今後の方向性や課題	
I 結婚から妊娠・出産・育児までの切れ目ない、包括的な支援体制の構築	1 相談支援・情報提供の充実	1	◆	★	子育て世代包括支援センターの運営(利用者支援事業:基本型・母子保健型)	子ども支援課	「第5章事業量見込みと確保方策(地域子ども・子育て支援事業)」に定める確保方策に従い、妊娠から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的支援を行う総合相談窓口を設置する ＜内容＞ ①妊産婦・乳幼児の実情の把握 ②各種相談、情報提供、保健指導 ③支援プランの策定 ④関係機関との連絡調整	母子保健型利用者支援事業と連携し、総合的な相談体制の構築を図る。	
						健康推進課		子育て世代包括支援センター母子保健型において、妊娠・出産・子育てを通じた切れ目のない相談支援体制を構築する。	
		2			子育てに関わる相談(子育て世代包括支援センターを除く)	子ども支援課	子育ての悩みや不安等に関する相談を受ける。利用者支援事業に基づき、保護者がどこに相談しても必要な機関に相談がつながるよう関係機関の連携を図る。	何気ない会話から相談に至ることもあるため、相談日以外の子育て支援拠点への来館者に対しても丁寧な関わりを行っていく。	
						幼児課		相談しやすいように、園所発行のおたより等で周知を図り、内容によってどこにつなげるかの調整を図る。	
		3			子育て情報の提供・子育てに関する知識の普及啓発	子ども支援課	結婚や妊娠に対する不安解消にも寄与するため、身近な地域や媒体で情報を取得できるよう、情報誌や啓発紙の発行、タウンメール、インターネット等を活用し、子ども・子育てに関する情報や資料の提供を積極的に行う。	様々な媒体を通しての情報発信を行っていく	
						幼児課		保護者が欲しがっている情報と提供している情報が合致しているかどうか見極めて提供していく。	
						健康推進課		子どもの健やかな発育・発達のために必要な情報を提供する。	
						生涯学習課		情報誌発行(マナビ通信)を2回/年発行継続	
						図書館		今後も引き続き情報の提供を行う。	
		4			子育てに関する講演会等	子ども支援課	子育てフェスタ等を開催し、家庭教育、健康、地域における子育て支援、ワーク・ライフ・バランス等、様々なテーマ・内容で支援者や保護者に子育ての大切さを伝える。	楽しく気楽に子育てができるようなイベントを開催する。特に発達や関わり方について不安や悩みのある母が孤立して悩むことのないよう専門機関や支援者とながり、子どもの成長に希望がもてるようにしていく。	
						幼児課		各園所の課題や実態にあわせた子育て講演会や参加型・交流型のフォーラムを実施する。	
		2 地域における子育て支援の充実				地域子育て支援拠点事業	子ども支援課	「第5章事業量見込みと確保方策(地域子ども・子育て支援事業)」に定める確保方策に従い、雨天時の集いの場になることも踏まえ、乳幼児と保護者同士の交流の場、育児相談の場などを提供する。	支援が必要な人へのアプローチや必要な支援の見立てを丁寧な関わりの中で構築していくことが必要。
						子どもセンター運営事業	子ども支援課	各関係機関との連携を図り、子育て家庭の課題を見出し、必要な子育て支援の提供を行う。妊娠から切れ目ない利用を推進する。	支援が必要な人へのアプローチや必要な支援の見立てを丁寧な関わりの中で構築していくことが必要
						自治会館の利用促進	まちづくり協働課	子育て支援における地域の活動拠点として、自治会館等の利用促進を図る。	自治会の理解促進を行うためには、子育て支援に対する市の方針説明や周知が必要。
						ボランティアのネットワーク化	子ども支援課	ボランティアセンターを活用し、統一した登録制度、連携した運用を行い、子育て支援の活動促進を図る。また、有償ボランティア制度のあり方、活動保険の充実について検討する。	今後もサポーター養成講座の受講者に、市内のボランティア活動を紹介していく。また、人材や活動の情報集約の仕組みについて更なる検討を行う。
園庭開放	幼児課					未就園児とその保護者を対象に、ふれあい遊びや集団生活の体験の場を提供するとともに、地域での人間関係の広がりや子育て不安の解消が図れる場を提供する。	近隣子育て支援関連施設との調整を行い季節感を考慮し、固定遊具など園所の特徴を活かした内容で実施する。		

第二期子ども・子育て支援事業計画 掲載取組一覧

基本目標	施策	NO	重点	法定	事業名	担当課	取組内容	今後の方向性や課題			
		10			庁内での情報共有	子ども支援課	結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援として施策が展開されるよう関係部局の情報共有を行う。	子ども・子育て会議の幹事を中心に情報共有を実施する。			
		11			家庭訪問型支援(ホームスタート)	子ども支援課	ボランティアによる家庭訪問型子育て支援を行い、地域の支えあいによる子育て支援を図る。	毎年一定数の利用がある。引き続き、事業周知に努め、必要な親子に支援を提供していく。			
		12			子育てにかかると人材育成講座	子ども支援課	地域への貢献を希望する高齢者や子育て経験豊かな人材による支援を促進させるため、専門知識や情報を身につけ、自信を持って主体的に子育て支援ができる人材を養成し、技術向上の支援を継続して行う。	サポーター養成講座を外部委託し、効率的な講座を実施する			
		13			中学校区子育て支援ネットワーク会議	子ども支援課	中学校区ごとに、学校・母子保健・保育所・幼稚園・認定こども園等の担当者、子育て支援の関係者が集まり情報交換、支援のあり方を協議し、成人期を見据えた課題解決を行う。	中学校区ネットワーク会議のあり方を検討			
		14	◆		親子の絆づくりプログラム(BPプログラム)	子ども支援課	生後2ヶ月～5ヶ月の第1子の子育て中であるお母さんと赤ちゃんを対象に、少し先を見通した子育ての基礎知識を学びながら、気の合う仲間をみつけ、親子のさすなを育てていくプログラム。親育て、リスクのある母子の発見と継続的なフォローも実施。	健康推進課等と情報共有するなかで、リスクのありそうな母子を0歳児教室につなぐなど、切れ目ない支援を行い、孤立する母や児童虐待を未然防止する。移動に制限のある参加希望者への配慮が必要。			
		15			親子支援事業	健康推進課	子育てをすることを通して親の自己肯定感・自己効力感が高まるよう、妊娠期から子育て期にわたる親自身の学びの場や居場所を作るとともに、親と共に考え子育てを支援する関係者や地域住民の意識の醸成を図る。	親の自己肯定感や自己効力感に焦点を当てたプログラムやコペアレンティング(夫婦が共に育児をすること)を促すプログラムを検討、実施することにより、親が子どもに対してより良い関わりができるよう支援する。			
						子ども支援課		親の力を高める取り組みを継続して実施する。また、育児力の向上をめざし、第1子の親子が受講できる子育て教室の体制づくりを目指していく。			
		3 保育等の受入れ体制の充実		16	◆	★	教育・保育事業(保育所等の体制整備)	幼児課	「第5章事業量見込みと確保方策(教育・保育給付対象事業)」に定める確保方策に従い、市内全域に教育・保育事業の整備を行い、待機児童を解消する。	民間認定こども園2園の整備(1号310人、2・3号170人)等と待機児童の解消	
				17	◆	★	保育士等の確保	幼児課	「第5章事業量見込みと確保方策(教育・保育給付対象事業)」に定める確保方策に従い、保育士等の確保を図る。	開催時期を見直し、年度前半に就職フェアを実施。養成校への訪問や広報活動を充実させる	
				18		★	子育て短期支援事業	子ども家庭相談室		事業実施の継続	
				19		★	ファミリー・サポート・センター事業	子ども支援課		新規会員獲得及び活動数増加の為にPR活動を行い、事業活動件数を増加させる。	
				20			★	一時預かり事業	子ども支援課		拠点等の施設にて保育を実施する。
									幼児課	「第5章事業量見込みと確保方策(教育・保育給付対象事業)」に定める確保方策(地域子ども・子育て支援事業)」に定める確保方策に従い、すべての子どもの居場所を確保する。	認定こども園の整備等により、幼稚園の預かり保育の目的を子育て支援と位置づけ、実施を行う。
				21		★	延長保育事業	幼児課		実利用人数は減少傾向であるが、多様な就労形態の中で、一定数延長保育を必要としている方もいる。ワーク・ライフ・バランスの推進も配慮しながら施策の展開をしていく必要がある。	
		22		★	病児・病後児保育事業	幼児課		平成27年度に定員を増加し、今後も利用状況により検討が必要であるが、平成27年度から平成29年度まで利用人数は400名強から大きく変わらなかったが、平成30年度は571人と増加した。平成31年度は利用定員を1名増加する。			

## 第二期子ども・子育て支援事業計画 掲載取組一覧

基本目標	施策	NO	重点	法定	事業名	担当課	取組内容	今後の方向性や課題
4 子どもの健全育成		23	★		多様な主体の参入促進事業	幼児課		特別支援教育に対し、引き続き充実した支援を実施するとともに、新設の施設等や地域型保育事業に対する巡回を行い、教育・保育に関する支援を行う。
		24	◆		認定こども園の普及推進	幼児課	すべての子育て家庭に対して教育・保育を提供できる施設であることを踏まえ、地域の実情を勘案しつつ、普及促進を図る。	民間認定こども園2園の整備(1号310人、2・3号170人)や老蘇こども園の乳児受け入れ体制(3号33人)による保育の受け皿の増加。
		25	◆		教育・保育施設の整備・改修	子ども施設整備推進室	就学前児童に快適な教育・保育環境を提供できるよう、施設の普及・促進の方針に従って施設の整備及び改修等を図る。	民間認定こども園2園の整備(1号310人、2・3号170人)や老蘇こども園の乳児受け入れ体制(3号33人)による保育の受け皿の増加。
		26			教育・保育施設及び地域型保育事業者の相互連携の推進	幼児課	地域型保育事業者と連携施設との連携の推進を図る。	概ね良好な連携ができていますが、3歳未満児の交流のため、内容を工夫し引き続き実施。
		27			青少年活動団体への支援	生涯学習課	青少年の健全育成を図るため、団体活動の支援を行う。	各団体への支援を継続する。
		28			子ども会育成者連合会活動	生涯学習課	子どもが地域の中で、主体的に学習活動や交流、情操を育むことのできる機会を支援し、全学的な子ども会活動となるよう充実を図る。	市連合会に加入されない学区子ども会があり、規模が縮小している。
		29			絵本のおはなし会	図書館	図書館内外において、絵本の読み聞かせや手あそびなどを行い、絵本や本に親しむ機会を提供する。	引き続き、子どもや、親子への読み聞かせを行う。館内での定例のおはなし会(絵本の時間、おはなしメリーゴーランド)の参加人数の減少が課題。
		30			啓発活動の推進	生涯学習課	非行防止にむけての啓発活動を、少年センター等と協力して実施する。	非行防止にむけての啓発活動を、青少年市民育成会議、市PTA連合会、自治会地域安全指導者、まち協地域安全部会、少年補導委員会、少年センター等と協力して実施する。
		31			青少年問題協議会	生涯学習課	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する必要な事項を調査審議し、関係機関の連絡調整を図る。	関係団体と調整し協議会の委員構成を変更する協議会は <b>年2回</b> 開催する。
		32			青少年補導・街頭指導	生涯学習課	小中学校PTAや少年補導委員・警察等との連携を強化し、有害図書立ち入り調査、巡回補導活動等を実施する。	街頭補導活動を継続する。
		33	◆		放課後子ども総合プラン	生涯学習課	すべての就学児童に対し、放課後の居場所づくりを総合的に提供するための指針を策定する。	令和3年度に指針を策定し、具体的な取組を進める。
		34	◆		放課後子ども教室	生涯学習課	利用可能な教室(余裕教室)等を活用し、児童の遊び・生活の場を提供するとともに、地域資産の伝承、人材育成を行う。放課後児童クラブとの一体型の実施を進める。	・放課後子ども教室を実施する学校を増やしていく。 ・放課後子ども教室と放課後児童クラブのプログラムの共有化を進める。
		35	◆	★	放課後児童健全育成事業	子ども支援課	「第5章事業量見込みと確保方策(地域子ども・子育て支援事業)」に定める確保方策に従い、安心・安全な児童の居場所を確保する。	受け皿が不足すると予測される小学校区があれば、待機児童のないよう体制整備を行う。全放課後児童支援員を対象とした資質向上研修を定期的実施し、様々な分野の知識を深め、より良い対応となるよう支援員の質の向上を図る。

第二期子ども・子育て支援事業計画 掲載取組一覧

基本目標	施策	NO	重点	法定	事業名	担当課	取組内容	今後の方向性や課題
II 親と子の心の健康づくり	1 妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実	36		★	妊婦健康診査	健康推進課	「第5章事業量見込みと確保方策(地域子ども子育て支援事業)」に定める確保方策に従い、健やか親子21計画と緊密な連携をとりながら、必要な対象者に漏れなく支援が提供できるよう体制の整備に努める。	母子健康手帳発行時に妊婦健康診査受診券を交付し、医療機関への定期受診、保健指導による妊婦の健康管理を行う。
		37		★	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	健康推進課		産後の不安が高いと言われる生後2か月までに訪問を実施し、早期に必要な支援に繋げる。
		38	◆		産前産後サポート事業・産後ケア事業	健康推進課	医療機関や助産師等と連携して、妊娠から生後1歳未満の子をもつ親に対して支援を実施し、育児不安の早期解消を図る。	産前産後の不安の軽減、出産後の新しい生活への適応を促進するために、妊産婦が利用しやすい産前産後サポート事業・産後ケア事業の周知と利用の促進、事業内容の充実を図る。
		39			不妊治療への支援	健康推進課	特定不妊治療、不育症治療費等の助成、妊娠に関する相談、支援を行う。	特定不妊治療費等助成、不妊治療に関する情報提供、相談を行う。より専門的な相談については、県の相談センターの紹介や連携による支援を行う。
		40			乳幼児健診	健康推進課	乳幼児の発育・発達の確認及び疾病・異常の早期発見と適切な指導を行う。また、保護者の子育てへの悩みや健康に関する相談支援を行う。	疾病や障がいの早期発見や適切な時期に専門的な支援に繋がるよう乳幼児健診の充実を図る。
		41			う歯予防事業	健康推進課	幼児健診の歯科健診時に、う歯予防処置や指導・啓発を行う。	幼児期以降にう歯罹患者が増加するため、う歯予防に向けた食習慣(おやつの内容や食べ方)の確立、かかりつけ歯科医の啓発を行う。また、う歯ハイリスク者に対する早期からの個別指導や受診勧奨を実施する。
		42			小児期における生活習慣病予防対策	学校教育課(健康推進課)	小学5年生を対象にした脂質検査にて要指導となった児童とその保護者に対し、栄養士や養護教諭、医師等が食事・運動指導を行う。	予防教室の意義を周知し、参加をよびかける。
	43			予防接種事業	健康推進課	予防接種法で定められた定期予防接種(必要に応じて任意予防接種)について、周知・啓発を行うとともに、公費負担を行う。	予防接種率を向上するために、予防接種の必要性の周知、個人通知の実施、実施医療機関等での市民啓発を行う。	
	2 食育の推進	44	◆		正しい食習慣の推進	子ども支援課	子どもや子育て家庭(妊産婦等を含む)に対し、食事と健康との関係、食事マナー等について正しい知識や食を選ぶ判断力を身に付ける取り組みを実施する。	実際に実習することで理解が進み、離乳食の理解に繋がっている。基本習得後に応用できる力量が身につくように工夫が必要。
						幼児課		給食や菜園活動、クッキング活動及び食育教室などを通して、子どもや保護者に啓発を行う。また、食育関係の行事を保護者参加にするなどして、家庭の食生活が良い方向へ向かうよう啓発を行う。
						学校教育課		市内全小中学校で栄養教諭による食に関する授業を実施するとともに、基準量の給食を食べる指導を進める。
						学校給食センター		「給食指導年間計画」に基づき、食育啓発紙を発行するとともに残食量結果を毎月各校園へ報告し給食指導につなげる。
						健康推進課		食育計画に基づき、児童の食習慣の確立に向けた取り組みを推進する

## 第二期子ども・子育て支援事業計画 掲載取組一覧

基本目標	施策	NO	重点	法定	事業名	担当課	取組内容	今後の方向性や課題	
Ⅲ 子どもが健やかに成長するための取組		45			地域特性を活かした地産地消の推進	農業振興課	家庭や給食で地域食材を使う機会を増やすとともに、地域の生産者や食材の紹介等により地産地消を図る。	引続き、地域の生産者及び農水産物を紹介する。 市広報との連携が必要。	
						幼児課		給食を通して、地域食材や伝承料理を取り入れた献立の実施により、子どもに伝えていく。また、保護者へは献立表や給食試食会を通して、家庭でも実践してみようと思えるような働きかけをしていく。 菜園活動では、地域の方など菜園に対して知識のある方にご協力いただき、育てたおいしい食材を味わうことで、子どもの食に対する意識を高めていく。	
						学校教育課		体験して得た食物や農作物に関する知識を、授業を通して実生活と結びつけていく	
						学校給食センター		「給食指導年間計画」に基づき実施する	
	3 思春期保健対策の充実	46			養護教諭研修会	学校教育課	各校及び学校教育課の養護教諭から検討事例を題材にして開催する中で、性に関する教育や、思春期保健に対する内容等について随時開催する。	学校保健全般について協議し、研究を深める。	
		47	◆		小・中学生や保護者に向けた正しい知識の普及・相談	健康推進課 学校教育課	妊娠前前から、性や性感染症、出産適齢期等、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図る。	思春期におけるセルフケア能力の向上を図る取り組みを推進するため、関係者間でのネットワークの構築を図る。  発達段階に応じて総合学習や保健学習において指導する。	
	4 医療の充実	49	◆		医療・保健ネットワークの整備	健康推進課	地域ケア会議等の実施により医療・保健の連携に関する課題整理と課題解決に向けた取り組みを進める。	医療・保健のネットワークを構築し、課題解決を図る。	
		49			周産期医療の充実	総合医療センター	引き続き、妊娠・出産・新生児期を通じ、医療機関・母子保健分野の連携を深めつつ、周産期医療に関する環境整備を進める。	周産期医療に関する環境整備を進める。 R2年度～GCU6床 新設予定	
		50			病診連携の促進	総合医療センター	総合医療センターを核とした病診連携を進め、市民が安心できる地域医療の実現を図る。	地域医療支援病院として地域完結型医療を積極的に推進する。	
		51			小児救急医療	総合医療センター	第二次救急医療センターとして、小児救急医療体制の充実を図る。	引き続き、第二次救急医療センターとして、小児救急医療体制の充実を図る。	
	Ⅲ 子どもが健やかに成長するための取組	1 次代の親の育成	52			赤ちゃんとのふれあい交流	子ども支援課	子育て支援拠点においてボランティア等の受け入れを積極的に行い、乳幼児と触れ合う機会を提供する。	中学生、高校生、大学生、看護学生や主任児童委員等も積極的に受け入れるよう、関係課と連携する。
			53			乳幼児とのふれあい	学校教育課	家庭科の授業、地域体験学習(キャリア教育)において、保育所等で実際に乳幼児と触れ合い、子育てについて学ぶ機会を提供する。	実際に乳幼児とふれ合い、保育に関わることで乳幼児への理解を深めることができるようにする。
			54	◆		家庭教育支援	生涯学習課	子育てサロンや講座を開催し、保護者同士や家庭教育支援員との交流の機会を設けることで、家庭教育の支援を行う。	小学校のチーム数を増やすまたは、全体での事業の充実を図る。

## 第二期子ども・子育て支援事業計画 掲載取組一覧

基本目標	施策	NO	重点	法定	事業名	担当課	取組内容	今後の方向性や課題
教育・保育環境の整備	2) 子どもの力を伸ばす教育・保育環境の充実	55			幼・保・小職員の合同研修の充実	幼児課	就学前施設と小学校との間で合同の研究会や研修会、参観や話し合いの機会を積極的に設け、相互理解が深まるよう取り組む。	公開保育や公開授業による研究協議会、共通のカリキュラムの検討をする合同研修を開催する。
						学校教育課		保・幼から小学校へのなめらかな接続について共通理解し、校種間連携を強化する。
		56	◆		効果的な研修システムの構築	幼児課	公私立を問わず、幼稚園教諭や保育士の研修を整理・体系化し、効果的な研修システムの構築を行い、人材育成を図る。	素案では、経験年数を重視したため、経験の内容を加味した見直しが必要である。
		57			乳幼児と児童・生徒との交流活動の推進	幼児課	学区の実情に合わせ交流活動を実施するとともに、これまでの成果と課題を整理し、より効果的な交流活動を推進する。	様々な機会をとらえ、お互いの交流が深められるようにする。
		58			公開保育の実施	幼児課	保育所・幼稚園・認定こども園において公開保育を実施し、教育・保育内容の充実や乳幼児の生きる力を育むための実践交流など様々な研修・研究会を計画・開催する。	成果維持、今後も公開保育による研究協議を開催し、保育士・教諭の資質向上に努める。
		59			保育所・幼稚園・認定こども園と小学校・中学校との連携	幼児課	入学時の不安を解消し、円滑な接続となるよう、より良い引き継ぎや交流の仕組みづくりを検討・実施する。	園所からの円滑な接続を図るため、交流会を充実する。
						学校教育課		就学前と小学校の連携を深め、スムーズな義務教育スタートに向けて、適切な支援を実施する。
		60	◆		小・中学校外国語活動推進事業	学校教育課	ALT(アシスタント・ランゲージ・ティチャー)の増員を行い、英語力の向上と国際理解教育の充実を図る。	英語によるコミュニケーション能力をより高められるよう、ALTを生かした授業を行ったり、教員の指導力向上研修を実施したりする。
		61	◆		ふるさと学習	学校教育課	近江八幡市第1次総合計画「人がつながり未来をつむぐ「ふるさと近江八幡」および近江八幡市教育大綱「子どもが輝き「人」が学び合いふるさとに愛着と誇りをもち躍動する元気なまち近江八幡を実現するために、各校園において特色ある教育活動を推進する。	自分たちの住む市や町の歴史や伝統文化等を学び、先人から受け継いだ貴重な遺産を未来に引き継ぐ決意を持つとともに、ふるさとに愛着と誇りをもち、ふるさと教育を通じて自己肯定感を育む教育活動を推進する。
		62			外国語対応教育相談	学校教育課	児童生徒・保護者の状況は様々であり、通訳派遣・日本語指導・相談等を組み合わせながら積極的に支援する。	引き続き、日本語学習指導員兼コーディネーターやポルトガル語・中国語・ベトナム語母語支援員を校・園に派遣し、生活への適応支援や学習支援を行う。
		63			情報システムの推進	学校教育課	電子黒板等ICT機器を活かした効果的な授業を行う。	電子黒板の老朽化が進んでいる。
		64			院内学級	学校教育課	桐原東小学校院内学級として医療センター内に設置し、入級希望があった際に対応ができるよう、臨時講師を確保する。	入級希望に応じて、適切に臨時講師を派遣し院内学級を開設する。
		65			地域体験学習	学校教育課	地域学習・福祉教育・国際理解教育・情報教育・環境教育等において、地域の実情に応じた体験学習を行う。	各校の児童生徒の実態に応じ、地域の特性を活かした学習を推進したい。

## 第二期子ども・子育て支援事業計画 掲載取組一覧

基本目標	施策	NO	重点	法定	事業名	担当課	取組内容	今後の方向性や課題
		66			人権保育・教育の推進	幼児課 学校教育課 生涯学習課	すべての子どもの自立・自己実現や豊かな人間関係づくりを育む人権保育・教育を充実する。	工夫を凝らし人権研修を開催しているが園所毎にテーマや内容にはばらつきがある。 各校の児童生徒の実態に応じた研修会を行い、人権学習を中心とした人権教育を進める。 人権教育を推進する体制を整えるため、各校園の人権教育主任および同和教育主任を対象とした研修や情報交換を行う。
		67	◆		読書活動の推進	学校教育課 図書館	図書館見学や職場体験等を通じ、読書への興味及び学ぶ意欲の向上をめざし、図書館教育の充実を図る。	各学校において、児童生徒の実態に応じた読書活動を実施する。 引き続き図書の貸し出しを行い、子どもの読書活動の推進に努める。また、小・中学校への団体貸出やブックトークを実施する。
		68			学校保健を語る会(保健文化賞を含む)	学校教育課	子どものからだや生活習慣等、学校保健にかかる内容について報告したり、講演会を開催したりして、取り組み推進を図る。	学校保健活動の充実と推進をめざす。
		69			いじめ対策総合支援事業	学校教育課	いじめ防止基本方針に基づき、誰もが生き生きと過ごせる学校をめざす。	いじめ防止基本方針に基づき、誰もが生き生きと過ごせる学校を目指す。
		70	◆		「早寝・早起き・あさ・し・ど・う」の推進	幼児課 学校教育課	生涯にわたり心身ともに健康に生きるため「早寝・早起き・あさ(あいさつ)・し(食事)・ど(読書)・う(運動)」運動を学校・地域・家庭で引き続き推進していく。	成果維持。各園で実施。 家庭や地域、校種間で連携し、よりよい生活習慣の定着を図る
		71			校舎・園舎等の設備整備	教育総務課	学校等施設整備計画に基づき、校舎の改築・耐震改修やトイレの改修を実施する。また、小学校の運動場の芝生化を推進する。	耐震改修は岡山小学校の完成で完了したが、非構造部材の耐震化に取組む必要がある。
		72			園児・児童・生徒の安全・安心対策	子ども支援課 幼児課 学校教育課	施設への不審者対策、災害発生時の避難訓練等、安全・安心を確保するための対策を行う。	各センターの実情に応じた訓練を継続実施し、来館者の安全確保に努める。 毎回の訓練の反省を次回の訓練に活かし児童の安心・安全を確保する。低年齢児の避難を確実にできるようにする。 様々な場面での避難訓練に取り組み、実生活に生かせる訓練とする。
		73			通学区域弾力化制度の推進	教育総務課(幼児課、学校教育課)	規模の適正化及び多様なニーズへの柔軟な対応のため、通学区域の弾力化制度を推進する。	弾力化制度の利用者数増加に向けて取り組む

## 第二期子ども・子育て支援事業計画 掲載取組一覧

基本目標	施策	NO	重点	法定	事業名	担当課	取組内容	今後の方向性や課題
		74			教職員の資質向上のための研修会	学校教育課 教育研究所	学習指導・生徒指導・学級経営についての専門性を高め、確かな児童生徒理解や今日的課題に対応できる教職員の資質向上に努める。	市内全教職員等が集まり、研修することを通して、教職員の資質向上を目指す  教職員のニーズに応じた多様な研修講座を設けるとともに内容のさらなる充実を図る。
		75			学校評議会	学校教育課	確かな教育方針のもと、保護者や地域の願い、意見等を反映させた経営に努めるとともに、学校評価を行い、結果を公表し改善を図る。	学校評価の結果をもとに、地域に信頼される学校運営に努める。
		76			幼稚園評議会	幼児課	幼稚園教育の振興ならびに地域の実情に応じた特色ある園づくりに向け、積極的な意見聴取を行い、幼稚園運営に反映する。	地域の実情に応じた特色ある園づくりに向け引き続き協議を進める。
3 健康やかな心身の育成		77			文化芸術活動の推進	文化観光課 文化観光課	保育所・幼稚園・小学校・中学校と連携し、市内各地で子どもたちの芸術作品を展示する。和太鼓やオルガンなどの各種教室、小学校へ出向いての演奏会等を開催し、文化芸術活動の普及を図る。  日頃から文化芸術活動を頑張っている子ども(団体含む)を奨励するため、表彰する。	今後も継続する  今後も継続する
		78			体験学習・教室の実施	文化観光課	文化財や伝統文化についてを体験学習・教室を実施する。	今後も継続する
		79	◆		教育相談活動「相談室1・2」	教育研究所	【相談室1】教育相談室において、電話・面談による不登校・いじめ・問題行動に関する相談を行い、必要時は、学校や専門機関と連携をとり、支援を行う。 【相談室2】臨床心理士によるカウンセリングやプレイセラピー等の心理療法や心理検査を実施する。	不登校、いじめ、問題行動をはじめとするさまざまな悩みの相談に応じ、問題解決への糸口を見いだす支援を行い、その回復を図る。
		80			適応指導教室	教育研究所	教育関係課、発達支援課、専門機関との緊密な連携をとりながら、不登校(傾向)にある児童や生徒に教育相談及び学校復帰をめざすための支援を行う。	学校や教室に入りにくい児童生徒について、一人ひとりに応じた適応支援を行い、教室復帰を目指す。
		81			ホームスタディー制度事業	教育研究所	不登校の児童・生徒に家庭(ホーム)において学習支援や教育相談等を行うとともに、専門機関との緊密な連携のもと適切な支援を行う。	家から出にくい児童生徒の自宅を訪問し、良好な関係をつくった上で社会や学校へつなげるよう支援する。
		82			スポーツ少年団活動支援	生涯スポーツ課	スポーツ少年団の活動支援による競技力の向上と青少年の健全育成を図る。	スポーツ少年団の活動に対して、市内スポーツ施設の使用料の減免による支援を行う。
		83			スポーツ教室・大会	生涯スポーツ課	子どもが参加できるスポーツ教室やスポーツ大会を開催することにより、子どものスポーツ機会の充実を図る。	水郷の里マラソンやスポーツフェスティバル、各種スポーツ教室等子どもが参加できる大会や教室を継続開催する。
		84			消費者教育推進事業	人権・市民生活課(消費生活センター)	消費者教育を推進するために各種事業を実施。 ・消費者教育推進のための教員とのワークショップ * ・SDGsこども見守り隊 * ・消費者教育親子体験型プログラムの実施 ・KODOMO消費者新聞の配布(市内の全小学生) ・消費者教育出前講座(子ども会・学童) ・消費生活講座キッズ編 等々  *については、学校教育課や各小学校にご協力をいただいています。	これまでの事業を体系づけるため、消費者教育推進計画を策定し、左記事業に継続的に取り組む。
4 家庭や地域の教育		85	◆		コミュニティ・スクール推進事業	生涯学習課	市内の公立幼稚園、小学校、中学校に学校運営協議会を設置し、「コミュニティ・スクール」とする。 学校と地域住民が協働して学校の運営に取り組む。	平成31年度(令和元年度)現在、6校園に学校運営協議会を設置している。令和3年度までに市内すべての公立校園に設置する。 設置する校園の教職員や地域住民に、本事業のねらいや内容について理解してもらうために、研修会などへの参加を促すとともに、各校園での説明を行う。

## 第二期子ども・子育て支援事業計画 掲載取組一覧

基本目標	施策	NO	重点	法定	事業名	担当課	取組内容	今後の方向性や課題
	育力の向上	86			中央公民館講座	生涯学習課	子育てをテーマにした講座を開催し、地域の子育て力の向上を図る。	各講座では様々な課題をテーマとする必要があるが、間接・直接に子育てに関連するテーマを取り上げ続けたい。
		87			ブックスタート事業	図書館	乳幼児(4か月児)健診時に、絵本を開く体験とともに絵本などを手渡し、家庭で絵本を楽しむきっかけづくりに努める。	引き続き事業を実施し、家庭での読書体験のきっかけづくりを行い、図書館来館・利用を促進する。
		88			人権保育・教育の啓発・推進事業	幼児課	学びの礎ネットワーク推進事業等において、子どもの人権が大切にされる学校・園・所づくりを進めるとともに、夢が実現されるような進路の保障に努める。	各園所で現状や課題を明確にし、推進計画を立てて事業実施する。
						生涯学習課		
		89			緑のカーテン事業	環境課	全公立幼稚園・保育所・こども園にて緑のカーテン事業を実施する。	継続して実施する。
		90			地域活動体験	学校教育課	地域の特性を活かした環境保全活動、森林体験、農業・漁業体験や異文化体験の参加・参画を推進する。	中学校になると、地域の特性を活かすという点において弱くなる。各校の交流をはかり、地域の特性を活かした学習を推進したい。
		91			PTA連合会活動	生涯学習課	保護者・教師が連携・協力しあい、高め合うことで、子どもたちの健全な育成を図る。	事業の実施を継続する。
5 害(子どもを環境対策を取り進める)有		92			たばこ・アルコール・薬物対策	学校教育課	たばこ・アルコール・薬物等の有害について、養護教諭や保健師等と連携しながら指導する。	小学校高学年や中学校の保健学習において指導する。
		93	◆		携帯電話・ネット犯罪予防対策 スマホ・SNS等の適切な使用に関する学習	学校教育課	PTAや警察等関係機関と連携を取りながら、アンケートなどで携帯電話の使用状況などを把握し、講演会・チラシ等によりIT機器の健全な取り扱いを啓発する。	市内全小・中学校においてアンケート調査による状況把握およびインターネットの健全な利用の啓発を訴えるリーフレットの活用を実施
IV 子どもを安全に、安心して育てられるまちづくり	1 良好な居住環境の確保	94	◆		公園等の整備	公園課	子ども・子育て家庭を含めた市民が利用できる公園の整備や、憩いの空間づくりを計画する。	『子どもから高齢者までが利用できる健康増進のための運動公園』を基本コンセプトとして、全体の工事を5期に分けて、健康ふれあい公園の整備を段階的に行っている 市の大型施設整備事業として、国の交付金を活用しながら事業を進めているため、今後も交付金の交付率を注視しながら事業を展開していく必要がある。 また、民間の住宅開発に伴う公園等の設置を含め、良好な居住環境整備を図る。
		95			公園遊具等の安全確保	公園課	子どもが安全に楽しく遊べるよう、地域と連携を図り、老朽化による破損等を点検し、安全を確保する。	市内の公園(児童遊園)については、民間の住宅開発による帰属により年々増加している。今後も定期的に遊具等の安全点検を行う。 また都市公園については、遊具が設置されている全公園(22箇所中17箇所)を対象に、年1回、遊具等の安全点検を行う。
		96			公営住宅に関する情報提供	住宅課	公営住宅の募集状況について、情報提供に努める。	空家募集に向けて広報へ掲載して周知する

## 第二期子ども・子育て支援事業計画 掲載取組一覧

基本目標	施策	NO	重点	法定	事業名	担当課	取組内容	今後の方向性や課題
		97			住居確保給付金	福祉暮らし仕事相談室	離職等により住居を失う可能性がある生活困窮世帯等に対し、家賃相当の支給を行う(有期)。	制度対象外の方への支援が限られている。
	2 安全・安心な環境の整備	98			赤ちゃんの駅事業	子ども支援課	授乳やおむつ交換ができる施設を広く市民に周知し、地域全体での子育て支援を推進する。あわせて、妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用等についても啓発を行い、ハード・ソフト両面からバリアフリー化を推奨する。	引き続き登録施設の増加に努める。
		99	◆		歩道・通学路の安全対策	土木課	歩道のバリアフリー化や通学路対策として危険な箇所改善等を行い、安全を確保する。	引続き、歩行者が安心して通行できる歩行空間及び、子ども達が安心して通える通学路の整備を行う。
						学校教育課		通学路対策として行う範囲を道路管理担当課と調整する必要がある。
		100			市民バス(あかこんバス)運営事業	交通政策課	公共交通利用空白地域に自家用車両による有償運行をし、生活路線としての利用促進を図る。	3種類の定期券の導入など、利用者の利便性の向上に努める。
		101			スクールガード	学校教育課	地域のボランティアにより、小学生の登下校時に交差点等で見守り・誘導等の活動に対して支援する。	各小学校にスクールガードの組織を結成し、登校時の安全見守り体制をつくる。
		102			交通安全教室	幼児課	模擬道路での歩行訓練、チャイルドシートの付け方、安全な歩行、自転車の乗り方等の交通安全について指導する。	今後、交通安全教室だけでなく、日常的に指導や啓発に努める。自転車の乗り方についても注意喚起していく。
						学校教育課		安全な道路歩行や自転車の乗り方について知り、自分の命を自分で守る子どもを育てる。
		103			「子ども110番」の家の登録設置・推進	生涯学習課	緊急時(痴漢、その他の災害)に児童、生徒が一時的に避難し保護されることによって、子どもたちの身の安全が確保できる場を設定する。	コーン設置数600以上の継続
		104	◆		安心安全メール配信事業	人権・市民生活課	事件や不審者情報について、連絡体制網「タウンメール」により伝達する。	より多くの方に利用して頂けるよう、引き続き周知活動を行う。
		105			災害時における対策	危機管理課	「地域防災計画」、「市水防計画」等に基づき、地域防災避難体制の充実を図る。	今後も保育所(園)、こども園、幼稚園を対象に実施。
	福祉政策課					障がいを持つ子・その家族も含んだ避難支援体制が構築できるように、説明会未実施の自治会への働きかけや個別支援計画の作成支援などを実施する必要がある。		
	3 経済的負担の軽減	106			乳幼児医療費助成	保険年金課	小学校未就学児の医療費の負担金(保険診療に限る)を助成する。	助成を継続する
		107	◆		子ども医療費助成	保険年金課	小学校・中学校就学児の通院・入院医療費の負担金(保険診療に限る)を助成する。 ※平成31年4月より通院医療費の現物給付開始(所得制限有り)	助成を継続する
		108			児童手当支給	子ども支援課	15歳に達する日以後最初の3月末までの子どもを養育している者に支給する。	国の制度に基づき、遺漏の無いよう適正に支給する。
		109			保育所・幼稚園保育料の減免措置	幼児課	家庭の経済的負担軽減のための、保育料の一部減免措置を行う。	条例に定められた減免基準に基づき、適正な審査と処理を実施する。

第二期子ども・子育て支援事業計画 掲載取組一覧

基本目標	施策	NO	重点	法定	事業名	担当課	取組内容	今後の方向性や課題
		110			助産制度	子ども支援課	経済的理由により出産費用負担の困難な妊産婦に入院措置や公費負担を行う。	相談があれば、入所についても適正に審査し支援を行う。
		111			子ども未来応援金	子ども支援課	出産により3人以上の児童を養育される保護者に対して支給する。	第1子より支給する「お誕生日おめでとう健やか祝金」を平成29年2月より実施。
V 仕事と生活の調和の支援	1 （家庭と仕事の両立支援	112	◆		事業所への啓発	商工労政課	ワークライフバランスの実現に向けて関係団体等と連携して、企業力強化の位置づけによる啓発を行い、働き方の見直しを推進する。	ワークライフバランスや働き方改革関連法の施行に伴う企業の取組、きっかけづくり。
		113			学習機会や情報の提供	人権・市民生活課	各自治会において、男女共同参画推進員を設置し、身近な自治会において男女共同参画に関する意識醸成や啓発活動に取り組む。	各自治会において、人権尊重のまちづくり推進員という別の委員活動があることにより、男女共同参画との区別が分かりにくいことから、実施自治会が多くはない。そのため、役割を明確にし活動に結び付ける働きかけが必要。
		114			就労に関する相談	商工労政課	就職、就業継続、再就職といったライフステージに応じた就労相談を行う	広報、行政番組、自治会回覧等で周知を図り、キャリアコンサルタントやハローワークと連携しながら実施する。
		115			指導者用・児童生徒用教材の配布	人権・市民生活課	学校と連携を取り、学校教育を通じ男女共同参画社会への推進を図る。啓発作品募集による学習機会の提供を行う。	作品応募数の増加に向け、学校等にも協力を得ながら、引き続き実施する。
		116			優良企業の取り組み紹介	子ども支援課	国・県事業、赤ちゃんの駅事業等の取り組みに熱心な企業を紹介するとともに、取り組みが横展開されるよう事例紹介により啓発を行う。	取り組みが横展開されるよう、企業の情報を収集する。
		117			市民への啓発	子ども支援課	少子化フォーラム等の講演会やイベントを通じて、特に「若年男女」に向けた啓発を行う。出産適齢期等、妊娠・出産に関する啓発も行う。	啓発冊子を活用し、自分らしい働き方・生き方を考える機会を提供する。
		118	◆		男性の子育て参加への啓発	子ども支援課	男性の育児参加を後押しするための啓発を行う。	育パバ手帳の発行や子育てフェスタの開催を通じて、男性の子育て参加をへの啓発を行う。
		VI 社会的援助を必要とする子ども・家庭への支援	1 （児童虐待防止対策の充実	119	◆		近江八幡市要保護児童対策地域協議会	子ども家庭相談室
120	◆			★	養育支援訪問事業（専門的相談支援・育児家事支援）	子ども家庭相談室	「第5章事業量見込みと確保方策（地域子ども・子育て支援事業）」に定める確保方策に従い、子育て不安等養育上の課題を抱える家庭に対して家庭訪問支援を行うことで、育児の負担感の軽減、養育の安定、虐待防止を図る。	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、また、児童虐待ケースの場合は遅延なく対応できるよう、関係機関が十分に連携し、細やかな連絡調整を速やかに実施できる体制づくり、取り組み強化を図る。
						健康推進課	「第5章事業量見込みと確保方策（地域子ども・子育て支援事業）」に定める確保方策に従い、健やか親子21計画と緊密な連携をとりながら、必要な対象者に漏れなく支援が提供できるような体制の整備に努める。	対象者を拡大し、育児不安が高く、継続して養育支援が必要なケースに養育支援訪問事業を実施する。
121	◆				子ども家庭相談室事業	子ども家庭相談室	電話・窓口相談や家庭訪問等を行う。また虐待通告後、各関係機関と連携しながら対応・支援を行うとともに、相談窓口の周知、虐待防止の啓発活動を行う。	・すべての子どもの健全な成長のための相談支援 ・質の高いマネジメントにつながる体制整備
122	◆				母子・父子自立支援体制の整備（総合的・包括的な相談支援）	子ども家庭相談室	自立に必要な情報提供、相談指導、就労支援等総合的な支援を行う。個々の状況やニーズに応じて自立に向けたサポートを行い、相談支援の充実・強化を図る。	今後もより一層きめ細やかな充実した支援を行う。
123			母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	子ども家庭相談室	国の制度に基づき、県指定の職業能力開発講座の修了時、受講料の一部を支給する。	就労に有利な資格取得のため、今後も適正に支給する。		

## 第二期子ども・子育て支援事業計画 掲載取組一覧

基本目標	施策	NO	重点	法定	事業名	担当課	取組内容	今後の方向性や課題
	支援の推進	124			母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	子ども家庭相談室	国の制度に基づき、保育士等専門的な資格取得のため2年以上のカリキュラムを受講する場合、生活資金を支給する。	就労に有利な専門的な資格取得のため、今後も適正に支給する。
		125			関係機関との連携強化	子ども家庭相談室	滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター、ハローワーク、滋賀マザーズジョブステーションとの連携を強化する。	個人の事情に合ったきめ細やかな、就労支援を行っていく。
		126			児童扶養手当の支給	子ども支援課	国の制度に基づき、18歳に達する日以後最初の3月末までの児童を養育しているひとり親家庭に支給する。	今後も国の制度に基づき、遺漏の無いよう適正に支給する。
		127			母子父子寡婦福祉資金の貸付	子ども家庭相談室	国の制度に基づき、修学資金、就職支度資金等の貸付を行う。	返済能力を考慮しながら各資金の貸付を行い、ひとり親家庭の自立を支援する。
		128			ひとり親家庭の医療費助成	保険年金課	母子家庭や父子家庭の医療費の助成を行い、経済的支援の充実を図る。(父子家庭のみ所得制限有)	助成を継続する
3 (障がい児施策の充実)		129	◆		児童発達支援事業の充実	発達支援課	発達障がい児の増加に対応した、事業の利用枠の確保や実施日の拡大等を推進する。	支援を必要とする子や保護者に、早期にサービスが提供できるよう毎月入所とし、利用期間や内容等についても、より一人ひとりに合わせた支援となるよう体制整備をする。
		130	◆		保育所等訪問支援事業の実施	発達支援課	障がい児が集団生活を営む保育所・幼稚園、小学校等に支援員が訪問し、本児への専門的な訓練等と保育士等のスタッフへの支援指導等を行い、インクルーシブ環境における専門支援の提供を推進する。	引き続き支援の必要な対象児へのサービスを提供する。
		131	◆		ペアレント・トレーニング講座、ペアレント・メンター事業	発達支援課	障がい児を持つ親を支えながら、親としての育ちを支援する、各種講座の開設・充実を推進する。	利用児の保護者支援として、保護者同士が繋がる機会や、学ぶ機会を設け、発達の理解を深め、安心して子育てできる環境作りをする。また、間接的な支援としてメンター活動やペアレントプログラムについて他課と連携し広く啓発し、よき理解者を増やす。
		132	◆		障がい児相談支援事業の実施	発達支援課	障がい児の、適切な通所サービス利用をコーディネートする相談員、支援員の充実、事業の促進を図る。	引き続き適切な通所サービス利用をコーディネートする。
		133			保健・医療の充実	健康推進課	疾病・障がい等を早期に見出し、必要な医療・専門機関との連携を推進する。育成医療の支援により障がいの改善に努める。	乳幼児健診等の母子保健事業を通じて、障がいや疾病を早期に見出し、医療機関や専門機関との連携を図りながら、適切な時期に医療や発達相談に繋げる。
						障がい福祉課		育成医療の対象となる疾病の拡大が課題。また、発達障がい児については、親の障がい受容のために早期の医療連携に努める。
134				発達相談・発達検査の充実	発達支援課	乳幼児健診等の結果、何らかの発達上の課題を有する子どもと保護者に発達検査を実施し必要な発達相談を行い、気になる段階からの一層の早期支援と関係機関との連携の充実を図る。	支援の入り口となる乳幼児健診、園所等からの情報等により、発達相談・発達検査を実施し早期発見早期支援につなぐ。	
135			支援体制整備と支援者の資質向上	子ども支援課	身近な地域における一般施策である子育て支援や保育、教育の場において、障がいの特性に応じた支援体制の整備や教師等の支援者の資質向上に努め、可能な限り健常児とともに育つインクルーシブ環境の整備に努める。	各種子育て支援事業の実施者が研修等を通じて障がい者理解を深め、障がい者やその家族が参加しやすい体制を整備する。		
				幼児課		支援体制整備は人材確保に苦慮している。支援者の資質向上は研修内容の精査に努める。		
136				特別支援教育	学校教育課	特別な支援を必要とする子ども・保護者に対して、障がいの特性に応じた支援体制の充実や教職員等の資質向上につとめ、インクルーシブ教育の充実を図る。	特別な支援を必要とする子どもの就学相談や就学指導を充実させることで、子どもの特性に応じた就学先を示すとともに、就学後の支援について、保護者と教職員がともに協力し支援と指導に当たれるような体制づくりを進める。	

## 第二期子ども・子育て支援事業計画 掲載取組一覧

基本目標	施策	NO	重点	法定	事業名	担当課	取組内容	今後の方向性や課題		
		137	◆		子ども期の生活支援の充実	障がい福祉課	市行政責務として市行政が主体的に、各種生活支援のサービス提供体制の基盤整備や地域生活支援事業の充実、支援の質の向上を図る。	放課後等デイサービスについて、事業所の質の担保が課題。		
		138			障がい理解の促進	障がい福祉課	発達や精神障がいの正しい理解を促進するために、支援者や地域社会に対して一層の普及啓発活動を推進する。	市民向け講演会は参加者が固定される傾向にあるため、地域や各種団体、企業に対し講師等派遣リストの活用を積極的に促し、地域への草の根的な啓発を進めていく。		
		139			障がい児の家族を含めたトータル支援の推進(親・兄弟姉妹・家庭)	発達支援課	ことばと発達の相談や巡回支援専門員整備事業等を通じて、保護者了解のない子どもへの支援も漏れることなく実施し、併せて家族の相談の充実を図る。	131、134に含む		
		140			将来を意識した学齢期の支援の充実	学校教育課	学校教育と相まって、将来を意識した支援や思春期課題(二次障がいの防止等)への対応に取り組む。	幼児・児童・生徒の望ましい就学先や必要な支援について、就学相談を継続していく。		
		141			余暇や自立を目指した支援の充実	障がい福祉課	余暇活動やスポーツ・レクリエーション、文化芸術等の遊びや学びの活動の場を通じて、自己肯定感や自尊感情の醸成を大切にする支援に取り組む。	より多くの障がい児者が参加できるよう、障がい児者への情報提供の手段の工夫、周知のあり方が課題		
						生涯スポーツ課			障がい者支援団体、障がい福祉課、スポーツ推進委員等が連携し、障がい者を対象としたスポーツ教室を継続開催する。	
		142			雇用・就労の推進	障がい福祉課	就労に繋げ、経済的にも自立できるように、働き・暮らし応援センター等の関係機関との連携を強化し、障がい特性に配慮した職域や職場開拓等に努め、障がい者の就労支援を推進する。	障がい者の一般企業への就労は依然として厳しい状況にあり、企業への障がいに対する理解を促進していく。また、如何に就労を定着させていくかが課題。		
						商工労政課			随時、関連する法律・制度等の周知を行うとともに、障がい福祉課と連携し、障がい者の雇用に関する研修会を実施する。	
		4 外国人住民への子育て支援の充実		143	◆		適切な行政情報の提供	まちづくり協働課	日本語の理解や日本の生活習慣についての知識が不十分な外国人住民が、円滑かつ適正な行政サービスを受けられるよう、施策の充実や環境整備に努める。	雇用拡大による長期滞在・定住化に伴い、生活や子育てでの支援対応(通訳等)が増加しており、サービスの必要性は依然として高い。必要な行政情報等を通訳・翻訳して積極的に情報発信していくことが必要である。
				144		多文化共生教育の推進	まちづくり協働課	「多文化まるごと講座」等を通じて、日本人住民と外国人住民がお互いに国籍に関係なく認め合い、尊重し合える人権教育として多文化共生教育の推進に努める。	「講座」の人気は高いが、参加者が固定化する傾向があり、新規参加の募集や多文化理解の機会提供の広報・周知の必要性がある。	
幼児課	各園であいさつや歌・手遊び・ふれあい遊びなどを通して、子どもたちが楽しみながら多文化に触れる機会を大切にする。職員対象の研修会や児童のふれあい交流を実施する。									
学校教育課	引き続き、小中学校の人権教育として取り組んでいく。									
145			地域住民としての主体性の発揮促進	まちづくり協働課	市民国際交流の集いや地域の行事等を通じて、外国人住民が地域住民としての主体性を発揮するためのエンパワメント支援に努める。	事業参画を通して住民交流機会の拡充や推進を図るとともに、外国人住民の更なる積極的・主体的な地域社会参加を促していく。				
5 子どもの貧困対策の		146	★		実費徴収に係る補足給付を行う事業	幼児課	「第5章事業量見込みと確保方策(地域子ども・子育て支援事業)」に定める確保方策に従い、事業の実施に向けて検討する。	幼児教育の無償化により制度が変わることも踏まえ、緊急性や有効性を総合的に勘案して実施検討する。		
		147			児童・生徒就学援助費制度	学校教育課	就学困難な児童生徒の保護者に対して学用品費、学校給食費、修学旅行費等の一部を援助する。	援助を行うことにより、児童生徒が安心して学校生活を送れるようにする。		

## 第二期子ども・子育て支援事業計画 掲載取組一覧

基本 目標	施策	NO	重点	法定	事業名	担当課	取組内容	今後の方向性や課題
	推 進	148	◆		学習支援事業	福祉暮らし仕事相 談室	生活困窮世帯等の中学生を対象に、定期的な学習会を開催し、基礎学力向上及び学習習慣・生活習慣の定着を図る支援を実施することにより、公立高校への進学等を目指すとともに、高校中退を防止する。	子どもの学習習慣の定着と、学力向上を目指すとともに、親以外の大人と接点を持ち、生活習慣改善のための投げかけ等の場となることを目指す。